

2008年3月4日
日本郵政株式会社
郵便事業株式会社
郵便局株式会社
株式会社ゆうちょ銀行
株式会社かんぽ生命保険

富山県入善町における高波災害に伴う被災地への日本郵政グループの 救援対策

富山県入善町における高波災害の被災者の皆様には謹んでお見舞い申し上げます。
日本郵政グループでは、被災者への救援対策を実施します。

【1 被災者への救援対策】

1 内容

富山県入善町における高波災害の被災者の救援活動を支援するため、被災者の救援等を行う団体にあてた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除及び通常払込みによる災害義援金の無料送金サービスを実施します。

なお、災害義援金は、救援団体を通じて、被災者の救援に役立てられます。

- (1) 災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先及び取扱期間
別紙1のとおり
- (2) 通常払込みによる災害義援金の送金先及び取扱期間
別紙2のとおり

2 取扱条件

災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除の取扱条件は次のとおりです。

- (1) 内容品及び取扱い
災害義援金を内容とする現金書留郵便物としたもので、現金書留以外の特殊取扱とされないもの
- (2) 表示
表面の見やすい所に「救助用郵便」と記載されたもの
- (3) その他
 - ① 配分方法について、条件を付けられていないもの
 - ② 個人から差し出されたもの

3 取扱郵便局及び取扱店

郵便局（簡易郵便局を含みます。）、郵便事業会社支店（現金書留郵便物の引受のみ）、ゆうちょ銀行本支店・出張所（通常払込みによる災害義援金の受付のみ）

4 その他

(1) 災害義援金を内容とする現金書留郵便物の取扱い

災害義援金を内容とする現金書留郵便物は、当該郵便物の取扱期間中、ゆうゆう窓口においても引受けを実施します。

なお、支店によってはゆうゆう窓口の取扱時間が異なりますので、最寄りの支店にご確認ください。

(2) 通常払込みによる災害義援金の無料送金サービス

A T Mによる通常払込み及びゆうちょダイレクト（パソコン、携帯電話及び電話・F A X）での送金は有料となります。

【2 被災者に対する取扱い】

1 取扱内容

- (1) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (2) 通帳、証書、印章等をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等（別紙3参照）
- (3) 保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い（別紙4参照）

2 取扱郵便局及び取扱店

(1) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

入善町に所在する郵便事業株式会社支店及び郵便局（簡易郵便局を含みます。）

(2) 前記1の(2)の取扱い

すべての郵便局（簡易郵便局を含みます。）、ゆうちょ銀行本支店・出張所

(3) 前記1の(3)の取扱い

ア かんぽ生命保険富山支店及び高岡支店

イ 富山県下新川郡入善町内に所在する次の郵便局

青木郵便局、新屋郵便局、飯野郵便局、入善郵便局、入善駅前郵便局、舟見郵便局及び横山郵便局

3 取扱期間

(1) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

平成20年3月5日（水）から平成20年3月31日（月）まで

(2) 通帳、証書、印章等をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

平成20年3月4日（火）から平成20年4月3日（木）まで

(3) 保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

ア 保険料の払込猶予期間の延伸

最長3か月間延伸します

イ 保険金の非常即時払等の非常取扱い

平成20年3月4日（火）から平成20年4月3日（木）まで

【報道関係の方のお問い合わせ先】	【お客さまのお問い合わせ先】
<p>日本郵政株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 電話：(直通) 03-3504-4162 (FAX) 03-3504-0265</p>	<p>日本郵政株式会社 総務・人事部 電話：(直通) 03-3504-9885</p>
<p>郵便事業株式会社 経営企画部門 渉外広報部 電話：(直通) 03-3504-9798 (FAX) 03-3592-7620</p>	<p>＜別紙1関係＞ 郵便事業株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から：0570-046-666 (有料) [受付時間 平日 8:00～22:00 土・日・休日 9:00～22:00]</p>
<p>郵便局株式会社 総務部 広報室 (報道担当) 電話：(直 通) 03-3504-4127 (FAX) 03-3595-0839</p>	<p>郵便局株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から：0570-046-666 (有料) [受付時間 平日 8:00～22:00 土・日・休日 9:00～22:00]</p>
<p>株式会社 ゆうちょ銀行 コーポレートスタッフ部門広報部 (報道担当) 電話：(直 通) 03-3504-4440 (FAX) 03-3580-6799</p>	<p>＜別紙2・3関係＞ ゆうちょコールセンター 0120-108420 [受付時間8:30～18:00 (土、日、祝日、12/31～1/3を除きます)] ■ 携帯電話等からは、ゆうちょ銀行 Web サイトの 〈お問い合わせ〉先の最寄りのゆうちょコールセンターを ご利用ください (通話料有料)</p>
<p>株式会社 かんぽ生命保険 経営企画部広報室 電話：(直 通) 03-3504-4418 (FAX) 03-3506-0944</p>	<p>＜別紙4関係＞ かんぽコールセンター 0120-552950 [受付時間：平日 9:00～21:00 土日休日 9:00～17:00 (1月1日から3日を除きます。)]</p>

別紙 1

災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先及び取扱期間

都道府県	自治体名等	送付先	取扱期間
富山県	入善町役場	〒939-0626 富山県下新川郡入善町入膳3255 入善町役場災害対策本部	平成20年3月5日(水)から 平成20年6月5日(木)まで
	日本赤十字社 富山県支部	〒930-0859 富山県富山市牛島本町2丁目1番38号	平成20年3月5日(水)から 平成20年4月30日(水)まで
	社会福祉法人 富山県共同募金会	〒930-0094 富山県富山市安住町5番21号	

別紙 2

通常払込み災害義援金の送金先及び取扱期間

加入者名	口座番号	取扱期間	備考
日本赤十字社富山県支部	00700-8-2882	平成 20 年 3 月 5 日(水)から 平成 20 年 4 月 30 日(水)まで	払込取扱票の通信欄に「富山 県高波災害義援金」と記入し てください。
社会福祉法人 富山県共同募金会	00790-8-370		

別紙 3

通帳、証書、印章等をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

	取扱いの内容	取扱期間	
1	通帳、証書、印章等をなくされた被災者の方に対する次の取扱い <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し ・ 民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金等の払戻し ・ 民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金を担保とした貸付け ・ 払戻証書による払戻金及び返還金支払通知書による返還金の払渡し 	平成 20 年 3 月 4 日(火)から 平成 20 年 4 月 3 日(木)まで	
2	被災により汚れた紙幣の引換え		
3	国債を紛失した場合のご相談対応（簡易郵便局を除きます。）		

別紙 4

保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

1 保険料の払込猶予期間の延伸

払込所属月	払込猶予期間の終期	延伸期間
平成 19 年 11 月分 (契約応当日(効力発生 応当日)が 24 日以降のも のに限る。)	平成 20 年 5 月中の契約応当日(効力発生応当日)の前日	3 か月
平成 19 年 12 月分	平成 20 年 6 月中の契約応当日(効力発生応当日)の前日	3 か月
平成 20 年 1 月分	平成 20 年 7 月中の契約応当日(効力発生応当日)の前日	3 か月
平成 20 年 2 月分	平成 20 年 8 月中の契約応当日(効力発生応当日)の前日	3 か月
平成 20 年 3 月分	平成 20 年 8 月中の契約応当日(効力発生応当日)の前日	2 か月
平成 20 年 4 月分	平成 20 年 8 月中の契約応当日(効力発生応当日)の前日	1 か月

2 保険金の非常即時払等

取 扱 種 別	取 扱 期 間
1 保険金及び未経過保険料の非常即時払	平成 20 年 3 月 4 日(火)から 平成 20 年 4 月 3 日(木)まで
2 基本契約の解約(解除)の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金(還 付金)の非常即時払	
3 特約の解約(解除)の非常取扱い及び特約の解約返戻金(還付金)の 非常即時払	
4 普通貸付金の非常即時払	
5 保険料の前納払込みの取消しによる保険料の払戻し(還付)の非常 取扱い	
6 契約者配当金の非常即時払	